

## 令和6年4月1日から労働条件の明示ルールが改正されます。

令和5年3月30日付け厚生労働省令第39号「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行規則の一部を改正する省令」等の公布・告示がなされ、「労働基準法施行規則」「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正、令和6年4月1日から施行されます。

その中で、労働条件明示のルールの変更(追加)の概要は、以下のとおりです。

労働条件明示事項が追加されます。明示のタイミングにもご注意ください。		
対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	▶ <b>1. 就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	▶ <b>2. 更新上限の有無と内容</b> (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) <b>+ 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること</b>
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	▶ <b>3. 無期転換申込機会</b> <b>無期転換後の労働条件</b> <b>+ 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること</b>

(厚生労働省パンフレット抜粋)

その他、本改正では専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制に係る裁量労働制の見直しも図られていますので、これら裁量労働制を導入している事業場ではご確認ください。

詳細は、

- [令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます\(厚生労働省\)](#) をご覧ください。